○都市計画の変更

告

示

目

次

87

●東京都告示第千三百五十一

東京圏国家戦略特別区域会議が、

国家戦略特別区域

法

……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…

区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条

略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の

(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦

第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認

(二件) …………

●東京都告示第千三百五十号

告

示

東京圏国家戦略特別区域会議が、

国家戦略特別区域法

たので、都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)第二十一

づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされ

定を受けたことにより、

同法第二十一条第一項の規定に基

みなされたので、

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号)

づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものと

規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する 第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の

令和三年十一月五日

東京都知事

小

池

百 合 子

1

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 東京都

市再生特別地区東京都市計画都

変更する部分

地区) 関係図書の縦覧 (品川駅北周辺

都市計画課

(東京都庁第二本庁舎十

一階北側)

東京都都市整備局都市づくり政策部

輪二丁目及び三田三丁目各地内港区港南二丁目、芝浦四丁目、

高

令和三年十一月五日

条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ

り告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

東京都知事

第

定を受けたことにより、

同法第二十一条第一項の規定に基

区域計画について、令和三年十一月四日付けで同法第九条 略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の

一項において準用する同法第八条第七項の規定による認

(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

小

池

百 合 子

区計画東京都市計画地

品川駅周辺地 変更する部分

区

地区計画

浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁港区港南一丁目、港南二丁目、芝 目及び三田三丁目各地内

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課 一階北側 (東京都庁第二本庁舎十

_	(増刊	87)		東	京	都	公	報	令和3	年11月	5日	(金曜日)	2
発 行													
発 電話 〇三(五三:二一)一一一一(代) 解:63-6 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番 号													
話													
○ 新 													
三 四													
二 宿 🌣 📙													
-]													
一八													
一番													
5 号都													
郵便番号													
定価													
一 年 6 号													
。月 郵													
送六													
き 六 _													
<u> </u>													
印刷所													
電東勝													
都美													
三 差 🔒 📙													
八 山 桐													
五 目 式 													
(解送料を含む。)印「電話(〇三(三八一二)五二〇一(代))解113一一箇月 六、六〇〇円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優し本号 三〇円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号11													
(代表)													
ご 号 社													
郵便番号 ┃ [13-0001 ┃													
FSC ミックス 紙 FSC* C006270													
FSC ミックス													
#. FSC* C006270													